

資料 5 - 1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 3 振動規制法の特設施設に係る届出状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数											届出工場事業場数
	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	ブロッククリンター等	木材加工機械	印刷機	樹脂練用又は合器	射出成型機	鋳造機	計	
四国中央市	48	417	20	35	3	17	67		19		626	120
新居浜市	163	210	17		3	15	18	3	14	2	445	103
西条市	36	343	7	519	20	9	10		73	6	1,023	119
今治市	102	169	3	4,192	4	7	33		6	5	4,521	268
東温市		4	15								19	4
伊予市	11	64	3	20		11	23				132	31
大洲市	15	7	1		4	17	2				46	27
八幡浜市	1										1	1
宇和島市	19	44			8	6					77	30
計	395	1,258	66	4,766	42	82	153	3	112	13	6,890	703

資料 5 - 4 振動規制法の特設建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）、又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装板破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

- 備考 1 第 1 号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域。
- (1) 第 1 種区域。
  - (2) 第 2 種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域。
  - (3) 第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 80 メートルの区域。
- 2 第 2 号区域は、指定地域のうち、上記第 1 号区域以外の区域。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定器の 80 % レンジの上端の数値とする。

資料 5 - 6 振動規制法の特定建設作業に係る届出状況

(平成 18 年度)

作業区分 市町名	1 くい打ち機等を使用する作業	2 網球を使用して破壊する作業	3 舗装板破碎機を使用する作業	4 ブレーカーを使用する作業	計
四国中央市	4			2	6
新居浜市	7			4	11
西条市	5			3	8
今治市	2			13	15
東温市					
伊予市					
大洲市					
八幡浜市					
宇和島市				1	1
計	18			23	41

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 % レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

資料 5 - 8 道路交通振動測定結果

(平成 18 年度)

道路名	測定地点	測定年月日	規制 区 域 の 区 分	振動レベル (dB)		要請限度との比較		
				昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
国道 11 号	四国中央市土居町津根	平成 18 年 11 月 30 日 ~ 12 月 1 日	1	25	23			
国道 11 号	西条市小松町新屋敷	平成 19 年 2 月 21 日 ~ 2 月 22 日	1	46	46			
国道 196 号	西条市北条	平成 18 年 11 月 15 日 ~ 11 月 16 日	1	43	42			
県道壬生川新居浜野田線	西条市新田	平成 19 年 2 月 6 日 ~ 2 月 7 日	1	36	27			
県道壬生川丹原線	西条市丹原町今井	平成 19 年 2 月 19 日 ~ 2 月 20 日	1	32	32			
市道国道朔日市線	西条市大町	平成 19 年 2 月 7 日 ~ 2 月 8 日	1	36	31			
県道大洲長浜線	大洲市白滝	平成 18 年 11 月 7 日 ~ 11 月 8 日	1	32	< 30			
第 1 種区域 : 7 地点				要請限度達成地点数 (小計)		7	7	7
				要請限度達成率 (%)				100.0

国道 11 号	四国中央市三島宮川	平成 18 年 12 月 6 日 ~ 12 月 7 日	2	36	21			
国道 11 号バイパス	四国中央市妻鳥町	平成 18 年 11 月 21 日 ~ 11 月 22 日	2	20	20			
国道 378 号	大洲市長浜	平成 18 年 11 月 8 日 ~ 11 月 9 日	2	38	31			
第 2 種区域 : 3 地点				要請限度達成地点数 (小計)		3	3	3
				要請限度達成率 (%)				100.0

要請限度達成地点数	10
全調査地点数	10
道路交通振動の要請限度達成率 (%)	100.0